

## 虐待のシグナル

- \* たたく音や叫び声が聞こえる
- \* 衣服や身体がいつも極端に汚れている
- \* 不自然な傷が多い、打撲のあとがある
- \* 表情が乏しい
- \* おどおどしている
- \* 身体に触られることを異常に怖がる
- \* 親を避けようとする
- \* 常におなかをすかせ、食べさせようとする
- \* 隠すようにしてがつつ食べる
- \* 落ち着きがなく乱暴になる
- \* 不自然な時間の徘徊が多い、夜おそくまで一人で遊んでいる
- \* うそ、万引き、家出などの問題行動をくり返す
- \* 年齢にそぐわない性的な言動がある
- \* むし歯の放置

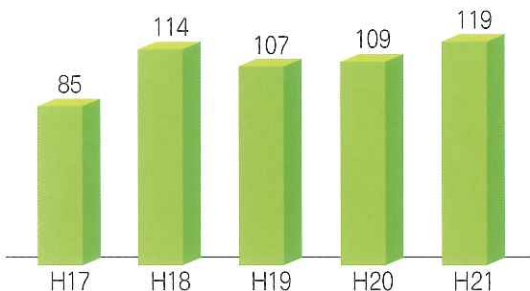


(佐賀県庁ホームページより一部改編)

虐待が疑われるような状況を連絡(通告)することは、子どもを守るためのもので、「守秘義務」違反にはなりません。

## 佐賀県の児童相談所における児童虐待に関する相談件数等

●虐待に関する処理件数の推移●



発生は、もっと多数予測されます。

## 「あなた」の実行が子どもを守る

子どもを虐待から守るためには、親の立場より何よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいいたら、すぐに最寄りの児童相談所や福祉事務所に連絡(通告)してください。



児童相談所 全国共通ダイヤル  
TEL.0570-064-000  
佐賀県中央児童相談所  
TEL.0952-26-1212

365日  
24時間  
対応

## 子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)  
通告は義務=権利
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳  
子どもの立場で判断
- 3 ひとりで抱え込まない  
あなたにできることから即実行
- 4 親の立場より子どもの立場  
子どもの命が最優先
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる  
特別なことではない

## 佐賀県歯科医師会 発行

〒840-0045 佐賀県佐賀市西田代2-5-24  
TEL.0952-25-2291 FAX.0952-22-7586  
e-mail kensikai@po.bunbun.ne.jp  
http://www.saga-dental.or.jp



かばいおいしか!9

## 一緒に守ろう

気づいて!口の中から見える児童虐待

## 子どもの笑顔



虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。子どもを虐待から守るためにできることは「あなた」と「関係機関」の連携です。「あなた」の実行が、子どもを虐待から守ります。

社団法人 佐賀県歯科医師会

## 児童虐待とは…

### 身体的虐待

なぐる、ける、やけどを負わせる、溺れさせる など



### 性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など



### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い など



### ネグレクト

家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、むし歯の放置 など



## これも児童虐待に 当たります

- \* 保護者以外の同居人による虐待を放置すること(ネグレクト)
- \* 子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと(心理的虐待)



児童相談所・福祉事務所



保育所・幼稚園



保健所・保健センター



学校



医療機関



警察



地域の住民



児童福祉施設



民間の相談機関



子育ての支援センター



民生・児童委員

## 「あなた」が ネットワークの一員です

ひとりで、また一つの機関では、  
子どもを虐待から守ることはできません。  
常に子どもを中心に考え  
「あなた」も「関係機関」と連携を図りながら  
「あなた」の役割を実行してください。

医療放棄・育児放棄(ネグレクト)を受けている子どもたち(とくに乳幼児)は、むし歯を放置していて歯科治療を受ける機会が少ない。ただし、乳幼児健診や保育所・幼稚園、学校の歯科健診で発見されることが多い。

健診や治療では、意識を持って子どもたちと接して、何かあれば市町村の福祉課、学校や保健所に速やかに連絡することが大切です。